

屋外広告物の 建築基準法令に関する留意点について

令和7年8月18日に大阪府中央区で発生したビル火災においては、屋外広告物が基準に適合していない事が火災が拡大する要因の一つとなりました。

つきましては、建築基準法で下記のとおり構造基準や手続きについて定めがありますので、内容を確認し遵守するようお願いいたします。

屋外広告物の構造基準

防火地域内	高さ3mを超える屋外広告物	不燃材料で造るか覆う必要あり（法第64条）
	高さ3m以下の屋外広告物	不燃材料以外も可能

屋外広告物の手続き

全地域	高さ4mを超える屋外広告物	確認申請 必要 （法第88条第1項）
	高さ4m以下の屋外広告物	確認申請不要

※上記事項は建築基準法に関わる内容のため、その他の法令や条例等による構造基準・手続きに関しては、所管部署に御確認をお願いします。

※上記事項のほか、**建築物は広告物の設置後も建築基準関係規定に適合する必要があります。**
例えば、広告物の設置により建築物の窓をふさぐ場合、建築物の採光や排煙、非常用進入口等に関する法適合性に疑義が生じる可能性がありますので、必要に応じて建築士等にご相談ください。

※防火地域については各市町村に御確認をお願いします。

不燃材料の御確認についてはこちら

国交省HP「建築基準法に基づく構造方法等の認定・特殊構造方法等の認定」

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000042.html

国交省 構造方法 認定

